

退職…事業所で残額をまとめて徴収する場合 (一括徴収)

一月一日以降の退職者については、本人からの申出がない場合であっても必ず残税額をまとめて徴収してください。

3 月末で退職した給与所得者の残りの税額を、3 月分で一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額（年税額） 36,000 円
 (イ) 徴収済額 27,000 円（6月から2月分）
 (ウ) 未徴収税額 9,000 円（3月から5月分）
 ↑
 一括徴収税額（納入額と同様）

必ず記入してください。

市町村記入欄